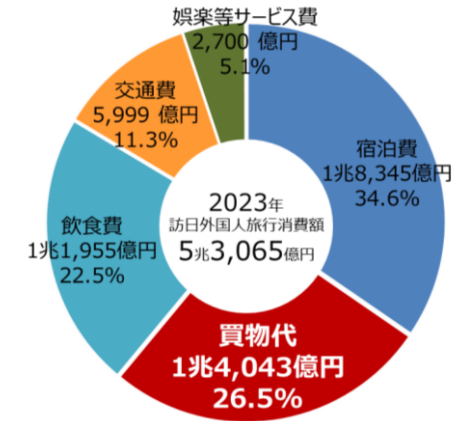
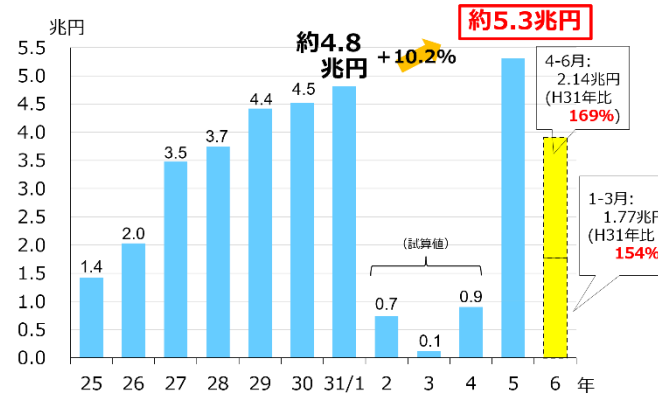
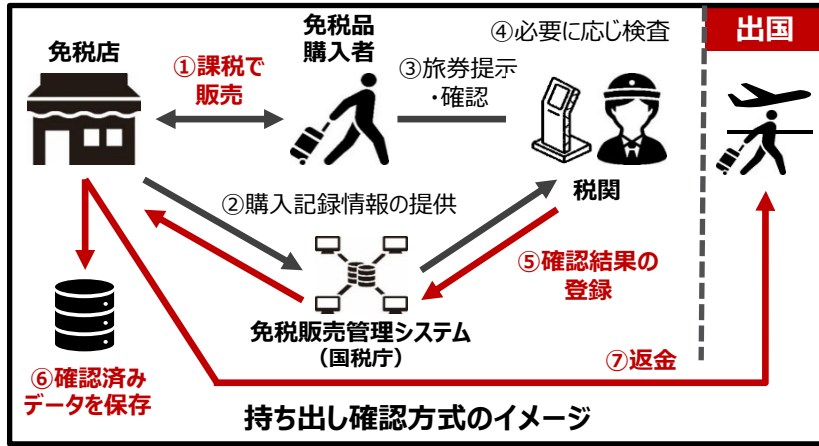


外国人旅行者の利便性向上、免税店の事務負担軽減等を踏まえた免税制度の見直し (消費税・酒税・地方消費税)

令和6年度税制改正において、外国人旅行者向け免税制度について、不正利用の実態を踏まえて「出国時に税関において持ち出しが確認された場合に免税販売が成立する制度」へ移行することとされたことを受けて、制度の詳細について結論を得る。

施策の背景

- 外国人旅行者向け免税制度について、持ち出し確認方式への移行に際し、不正対策と併せて旅行者・免税店双方にとって利用しやすい制度へと変更することで、訪日外国人旅行消費額を更に拡大させることが重要である。



要望の概要

- 令和6年度税制改正の大綱(令和5年12月22日閣議決定)を踏まえ、**空港等での混雑防止の確保を前提として、外国人旅行者の利便性向上や免税店の事務負担軽減を通じた訪日外国人旅行消費額の拡大に向け、以下の項目等を要望する。**

要望	現状における課題	効果
消耗品の特殊包装の廃止	特殊包装に時間を要し、免税を受けるための行列も発生。欧州旅客を中心に環境への配慮から包装への理解を得られないケースも。	免税店の 事務負担が緩和 されるとともに、免税手続の円滑化により 旅行者の満足度も向上 。
消耗品の上限額の撤廃	近年、高額な酒類や化粧品等の販売が拡大しているが、消耗品については50万円の上限額が定められており、免税販売ができない。	消費拡大に大きな期待 。また、特殊包装の廃止も含め、 一般物品との区別も不要 となれば、 免税店の事務負担も大きく解消 。
免税対象となる「通常生活の用に供する物品」かどうかの免税店での判断を不要に	税務リスクを免税店が負っており、追徴課税に至るケースが発生。現場では免税販売を断るケースもあり、顧客とのトラブルも発生。	税務リスクから解放され、積極的な営業活動が可能となり、 旅行消費の拡大に貢献 。

上記のほか、免税店の事務負担軽減のために購入から税関での持ち出し確認を受けるまでの期限を設けるなど、所要の措置を講ずる。